



平成14年10月31日  
日本原子力発電株式会社

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の  
今後の進め方について（その2）（福井・敦賀）

当社は本日、福井県、敦賀市及び関係自治体に対し「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方（その2）」について、別紙のとおり報告致しましたので、お知らせ致します。

本件につきましては、平成14年9月20日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院並びに福井県、敦賀市及び関係自治体に提出\*致しました。

（\*9月20日発表済）

その後、9月26日に原子力安全・保安院から上記「総点検計画書」に対するご指示を頂いたことから、同指示内容を踏まえた「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方」を福井県、敦賀市及び関係自治体に提出\*致しました。

（\*10月2日発表済）

今般は、10月28日に原子力安全・保安院から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機の格納容器漏えい率検査の偽装を踏まえた総点検追加指示を頂いたことから、同指示内容を踏まえて対応して行くこととしたものです。

以上

---

別 紙 自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方（原子力安全・保安院の指示を受けての対応）（その2）

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検  
の今後の進め方（原子力安全・保安院の指示を受けての対応）（その２）

〔東京電力株式会社福島第一原子力発電所１号機における格納容器  
漏えい率検査の偽装を踏まえた総点検について〕

格納容器漏えい率検査については至近の点検記録を平成１４年度中に確認することとしていましたが、過去１０年間遡った点検記録を再確認し、平成１４年度中にご報告することといたします。

なお、至近の格納容器漏えい率検査については、１１月１５日までに提出する中間的な報告にあわせて確認の結果をご報告することといたします。至近の検査が局部漏えい率検査の場合は、更に、至近の全体漏えい率検査についても同様の確認を行い、ご報告することといたします。

以上

（参考）

原子炉格納容器の漏えい試験規程（ＪＥＡＣ－４２０３）

A種試験はプラントの定期検査毎に行わなければならない。〔敦賀発電所１号機に適用〕

ただし、定期漏えい率試験において、A、B、C種試験をあわせて実施して、A種試験及びB、C種試験の漏えい率が各々の合格基準を満足した場合は、A種試験からB種及びC種試験へ移行することが出来る。この場合において、３回の定期検査においてA種試験を少なくとも１回、B種及びC種試験を２回行うものとする。〔敦賀発電所２号機に適用〕

A種試験：原子炉格納容器バウンダリ全体を加圧して行う全体漏えい率試験（検査）

B種試験：原子炉格納容器バウンダリを構成するシール部又は貫通部を個々に  
又はグループごとに加圧して行う局部漏えい試験（検査）

C種試験：原子炉格納容器隔離弁漏えい率試験（検査）

## 自主点検調査範囲及び報告時期（10月28日保安院追加指示を受けて）

| 設 備<br>(注1)                         | 調査範囲及び報告時期                                       |                   |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------|
|                                     | 平成14年11月15日<br>(中間報告)                            | 平成15年3月<br>(最終報告) |
| 原子炉等<br>(原子炉容器、炉内構造物)               | 過去3年間の点検記録を調査<br>(注2)                            | 過去10年間の点検記録を調査    |
| 原子炉冷却材圧力バウンダリ<br>範囲内の設備             | 過去3年間の点検記録を調査                                    | 過去10年間の点検記録を調査    |
| 非常用炉心冷却設備                           | —————                                            | 過去5年間の至近点検記録を調査   |
| その他1次系設備                            | —————                                            | 前回定検時の点検記録を調査     |
| 原子炉格納容器<br>〔全体漏えい率検査〕<br>〔局部漏えい率検査〕 | 至近の点検記録を調査<br>なお至近の局部漏えい率検査の場合<br>至近の全体漏えい率検査も調査 | 過去10年間の点検記録を調査    |
| タービン等主要2次系設備                        | —————                                            | 前回定検時の点検記録を調査     |

(注1) 現在、供用中の設備を調査の対象としております

(注2) 10月2日のプレス時に過去3年間分についてご報告するとお伝えしております

なお、できれば過去10年間遡り中間報告することを目指しております

参考